平成２９年（フ）第４７６号
相模原市緑区二本松４丁目17番29号　セジュール斎藤105号室
破産者　大槻　郁子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２１号
相模原市緑区西橋本３丁目４番９号　エルドラード303
破産者　馬目　　誠
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５４５号
相模原市南区旭町20番12号　カーシュ並木101
破産者　佐々木翔こと　ササキ・ショウ・キムラ
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５４８号
相模原市中央区小山３丁目22番５号
破産者　千葉　恵理
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５５５号
相模原市緑区二本松３丁目40番８号
破産者　高橋　照昌
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８６号
山梨県南アルプス市在家塚2234番地６、前住所山梨県南アルプス市下今井355番地17
破産者　笠井　珠美
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
長野市合戦場１丁目40番地　パル田園Ａ201
破産者　藤澤登志文
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８４号
名古屋市西区新道２丁目13番１号　菊元荘305号、開始決定時の住所名古屋市西区菊井２丁目15番２号
破産者　木下設備こと　木下　一義
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２７号
愛知県北名古屋市熊之庄登り戸10番地
破産者　熊谷　健三
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２８号
愛知県北名古屋市熊之庄登り戸10番地
破産者　熊谷真紀子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９９１号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目110番地、住民票上の住所愛知県春日井市鳥居松町４丁目146番地
破産者　オガワタイヤこと　小川　泰寛
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９９２号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目110番地、住民票上の住所愛知県春日井市鳥居松町４丁目146番地
破産者　小川　　弘
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６５号
静岡県富士宮市山宮918番地の５
破産者　佐野ゆず野
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０３号
愛知県瀬戸市八幡町262番地の２　プチメゾン山田　105、従前の住所愛知県豊田市小坂本町１丁目５番地７　勝田ビル406号
破産者　飯澤　直人
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６５９号
名古屋市守山区守牧町110番地　メゾンドエコー403号
破産者　山本　幸男
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７５５号
愛知県北名古屋市熊之庄御榊50番地
破産者　小林友香子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８号
京都府福知山市厚中町48番地　コーポ・ボヌール厚306号
破産者　滝野　昌治
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１２００号
大阪府吹田市岸部北５丁目44番14号　千里七尾マンション104号室、開始決定時大阪府吹田市山田西２丁目８番Ａ５－107号
破産者　橋本　　勝
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７８号
大阪市淀川区加島１丁目53番１－512号
破産者　来田　　裕
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部